

北 監 第 36 号
令和 2 年 11 月 18 日

北方町長 様

北方町代表監査委員 横 山 治

随時監査の実施について（通知）

地方自治法第 199 条第 5 項の規定に基づく随時監査を、別紙「実施計画書」のとおり実施しますので通知します。

別 紙

実 施 計 画 書

種 別

地方自治法第 199 条第 5 項の規定に基づく随時監査

担当監査委員氏名

横 山 治 ・ 安 藤 哲 雄

対象事項及び範囲

- ・ 小学校、中学校に導入したタブレット（ICT教育）について
- ・ 学校給食について

実施日

令和 3 年 1 月 13 日（水）

実施場所

北方町役場 委員会室
小学校、中学校、給食調理場

基本方針・着眼点

- ・ タブレット購入契約・納品は正しく行われているか。
- ・ 児童生徒の使用、教師の指導は問題なく行われているか。
- ・ 利用に対する問題点と今後の方針は。
- ・ 新給食調理場の進捗状況と今後のスケジュールは。
- ・ 給食献立の決定方法と給食費の徴収は適正に行われているか。
- ・ その他関連事項の調査。

提出資料

対象事項に関連する資料 各 3 部

出席依頼者氏名

担当課長、担当者

北 監 第 2 号
令和 3 年 1 月 25 日

北方町長 様

北方町代表監査委員 横 山 治

随時監査の結果について（報告）

みだしのことについて、地方自治法第 199 条第 5 項の規定に基づく随時
監査を執行したので、同法第 199 条第 9 項の規定により別紙のとおりその
結果を報告します。

別 紙

結 果 報 告 書

種 別

法第 199 条第 5 項による随時監査

担当監査委員氏名

横 山 治 ・ 安 藤 哲 雄

対象事項及び範囲

- ・ 小学校、中学校に導入したタブレット（ICT教育）について
- ・ 学校給食について

実施日

令和 3 年 1 月 13 日（水）

実施場所

北方町役場 委員会室

監査の結果

対象事項について監査目的に基づき、新給食調理場やタブレットを利用した授業等の視察も行い監査した結果、概ね適正に執行されていると思われた。新給食調理場においては、他市町の同規模の給食調理場と比べて建設費や厨房機材等が低い価格で設営されているという説明を受けたが、十分な設備があると見受けられた。実際に施設が稼働してからしばらくは、多少の問題等はあると思われるが、適宜対処して安全で美味しい給食の提供を続けていただきたい。

またタブレットを使った授業については、導入後まだ半年ではあるが、いままでには無いまったく新しい授業が展開されていると感じるほど、授業の中で活用されていた。今後、低学年にもタブレットの貸与が始まると、破損や故障、バッテリーの消耗などメンテナンスに関わることの問題が多くなると予測されることから、修繕時の費用負担等について一定の基準（ルール）が必要になってくると思われるので対応を検討されたい。